

「週休 2 日工事」の実施要領

1. 趣旨

持続可能な建設産業を構築するためには、建設工事従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日の確保は、若手技術者を始めとする担い手の確保・育成を図る上で、喫緊の課題となっている。

このため、建設産業における「週休 2 日」の実現に向け、本要領に、週休 2 日の確保に取り組む工事（以下「週休 2 日工事」という。）の実施方法等を定める。

2. 用語の定義

① 「週休 2 日工事」

- (1) 「週休 2 日」とは、対象期間において、4週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 「4週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

② 「週休 2 日交替制モデル工事」

- (1) 「週休 2 日交替制」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。
- (2) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間^{※1}、夏季休暇 3 日間^{※1}、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

下請企業については施工体制台帳上の工期^{※2}を基本とする。

※1 年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日を確保出来ていればよい。

※2 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。

(3) 「4週 8 休以上」

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降

雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

3. 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事を対象とする。（「週休2日交替制モデル工事」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

なお、営繕系工事については、別に定める「山口県営繕系工事における「週休2日モデル工事」の試行要領」によるものとする。

4. 発注方式

「週休2日（交替制モデル）工事」の発注方式については、下表のとおり、週休2日工事（発注者指定型）、週休2日工事（受注者希望型）又は週休2日交替制モデル工事（発注者指定型）、週休2日交替制モデル工事（受注者希望型）のいずれかの発注方式を選択する。

区分	選定要件	発注者指定型		受注者希望型	
		交替制	交替制	交替制	交替制
災害復旧工事以外	現場閉所が馴染む工事	○	-	○	-
	現場閉所が馴染まない工事	-	○*	-	○*
災害復旧工事	現場閉所が馴染む工事	-	-	○	-
	現場閉所が馴染まない工事	-	-	-	○*

※山口県設計標準歩掛表（港湾編）を適用する工事は週休2日交替制モデル工事の対象外

(1) 週休2日工事（発注者指定型）（原則、請負対象設計額5千万円以上の工事は全て対象）

発注者が、発注時から、受注者に対して週休2日（4週8休以上）に取り組むことを指定する方式。

対象は、災害復旧工事以外かつ現場閉所が馴染む工事のうち、原則、請負対象設計額5千万円以上の全ての工事

(2) 週休2日工事（受注者希望型）

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

(3) 週休2日交替制モデル工事（発注者指定型）

現場閉所が馴染まない工事に適用し、発注者が、発注時から、発注者に対して週休2日交替制に取り組むことを指示する方式。

対象は、災害復旧工事以外かつ現場閉所が馴染まない工事のうち、原則、請負対象設計額5千万円以上の全ての工事

(4) 週休2日交替制モデル工事（受注者希望型）

現場閉所が馴染まない工事に適用し、受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日交替制に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

<現場閉所が馴染まない工事の例>

- ・緊急性が高い工事や通年維持工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・連続施工せざるを得ない工事
- ・社会的要請により早期完成が望まれる工事

なお、現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休2日工事は週休2日交替制モデル工事に、週休2日交替制モデル工事は週休2日工事にそれぞれ変更することができる。

5. 発注方法

- (1) 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、入札公告に発注方式（週休2日（発注者指定型、受注者希望型）、週休2日交替制モデル（**発注者指定型**、受注者希望型）のいずれか）や、施工条件書に適用の有無等を明示（別紙1参照）する。
- (2) 工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」によるものとする。

6. 実施方法

(1) 週休2日工事（発注者指定型）、週休2日交替制モデル工事（発注者指定型）

受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、発注者が作成した「工期設定支援システム（山口県版試行）」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行う。

(2) 週休2日工事（受注者希望型）、週休2日交替制モデル工事（受注者希望型）

受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、「週休2日」の実施希望の有無について書面で協議するとともに、「週休2日」の実施を希望する場合は、発注者が作成した「工期設定支援システム（山口県版試行）」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行う。

(3) 共通事項

発注者は、(1)(2)により工期延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

また、受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。

なお、工事着手後に、工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。

- 1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- 4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

7. 「週休 2 日」の確認方法

(1) 週休 2 日工事（発注者指定型、受注者希望型）

- 1) 受注者は、「週休 2 日工事」を実施する場合、現場閉所の状況が確認できる工程表（計画工程表）を添付し監督職員に提出する。
- 2) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。
- 3) 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表（別紙 4 参照）や出面表等を監督職員に提示する。提示する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

(2) 週休 2 日交替制モデル工事（発注者指定型、受注者希望型）

- 1) 受注者は、技術者及び技能労働者の休日確保状況を確認する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。
- 2) 受注者は、工事完了後、勤務状況が確認できる書類（休日実績が記録された工程表や出面表等）を監督職員に提示する。発注者は、施工計画書に明示された確認方法により、休日確保状況を確認する。提示する期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。

8. 経費の補正方法

(1) 週休 2 日工事（発注者指定型）、週休 2 日交替制モデル工事（発注者指定型）

発注時は、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を設定するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

(2) 週休 2 日工事（受注者希望型）、週休 2 日交替制モデル工事（受注者希望型）

発注時は、週休 2 日の取組に係る経費の補正を行わずに予定価格を設定するものとする。

精算時には、対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、各経費を補正したうえで契約変更を行う。4週6休に満たないもの、工事着手前に週休 2 日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

(3) 共通事項

補正係数は別紙のとおり。

9. 工事成績評定

(1) 週休 2 日工事（発注者指定型）

- 1) 発注者は、対象期間内に、発注者指定型については「4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）」の現場閉所が確認された場合に、工事成績評定の考查

項目別運用表の「工程管理A」、「工程管理B」において評価を行う。

- 2) 発注者指定型で、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

(2) 週休2日工事（受注者希望型）

- 1) 受注者希望型については「4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）」の現場閉所が確認された場合に、工事成績評定の考查項目別運用表の「工程管理A」、「工程管理B」において評価を行う。
- 2) 受注者希望型では、受注者の責において「4週6休以上」の現場閉所を達成できなかつた場合であっても減点は行わない。

(3) 週休2日交替制モデル工事（発注者指定型）

上記（1）の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。

(4) 週休2日交替制モデル工事（受注者希望型）

上記（2）の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。

(5) 共通事項

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

10. 工事標示板

週休2日工事の受注者は、週休2日の現場閉所に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。（別紙5参照）

11. その他

受注者は、監督職員からアンケート調査の依頼があった場合には、協力するものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月6日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5年5月1日から適用する。

【土木工事】、【機械設備工事】

<補正係数（週休2日工事）>

現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.05
- ・機械経費（賃料） 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.09

2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・労務費 1.03
- ・機械経費（賃料） 1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.07

3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

- ・労務費 1.01
- ・機械経費（賃料） 1.01
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.05

<補正係数（週休2日交替制モデル工事）>

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。

1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.05
- ・現場管理費率 1.03

2) 4週7休以上4週8休未満（休日率25%（7/28日）以上28.5%未満）

- ・労務費 1.03
- ・現場管理費率 1.02

3) 4週6休以上4週7休未満（休日率21.4%（6/28日）以上25%未満）

- ・労務費 1.01
- ・現場管理費率 1.01

【港湾工事】

別途通知する「港湾工事における「週休2日モデル工事」の補正方法等の取扱いについて」による。なお、通知文中の「週休2日モデル工事」については、「週休2日」と読み替えるものとする。

【空港土木工事】

対象工事は、原則として、空港請負工事積算基準を適用する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）とする。

<補正係数>

対象期間における現場休工の達成状況に応じて、以下の補正対象経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式については別表の補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8/28日）以上）

- ・労務費 1.05
- ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7/28日）以上28.5%未満）

- ・労務費 1.03
- ・機械経費(賃料) 1.03
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6/28日）以上25%未満）

- ・労務費 1.01
- ・機械経費(賃料) 1.01
- ・共通仮設費率 1.01
- ・現場管理費率 1.01

(注1) 適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合

○積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。

(注2) 土木工事標準単価の場合

○物価資料（デジタル土木コスト情報）に該当工種の週休2日補正単価が掲載されている場合に限り、現場閉所率に応じた補正単価を適用する。（ただし、港湾工事を除く）

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付杵工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道工事）

名 称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02